

1. 日時 平成 30 年 1 月 18 日 (木) 15:00~16:45

2. 場所 中央合同庁舎 8 号館 8 階特別大会議室

3. 出席者

(会 員) 秋山弁護士、阿部弁護士、石井弁護士、石津弁護士、植木弁護士、牛場弁護士、大森弁護士、檜野法務省訟務局付、木下弁護士、木村弁護士、鈴木弁護士(座長)、高田弁護士、野下弁護士、松崎弁護士、山田弁護士(五十音順)
(事務局) 内閣官房内閣人事局 清水内閣審議官、池田内閣参事官、平山人事制度研究官、森調査官、市川争訟専門官、畠田争訟専門官

4. 議題：最近の裁判例の評釈

○ 戒告処分取消訴訟を提起し、上司からの当該訴訟の取下要求を拒否した職員に対する転任命令の適否について争われた裁判例

5. 議論の概要

(1) 最初に、会員の一人から、次のとおり、議題に関する報告が行われた。

○ 処分取消等請求控訴(大阪市・市交通局長(転任))事件(大阪高裁平成 27 年 6 月 18 日判決、労働判例 1122 号 18 頁。以下「本件判決」という。)は、控訴人大阪市(Y)の交通局自動車部E営業所に所属し、バスの運転業務に従事していた被控訴人(X)が、Yが職員に対して組合・政治活動及び入れ墨に関する各アンケート調査を実施したことが違憲・違法であるとして、Xが入れ墨に関するアンケート調査の回答を拒否したことを理由とする戒告処分の取消し及び慰謝料の支払を求めて提訴(以下「別件訴訟」という。)したが、交通局長から同訴訟の取下げを要求され、これを拒否したところ、自動車部運輸課に転任を命じられた(以下「本件転任命令」という。)として、①主位的に同転任が裁量権の逸脱・濫用がある違法な処分であるとして、行政事件訴訟法 30 条に基づき、その取消しを求め(以下「本件取消請求」という。)、イ予備的に本件転任命令が処分でないとしても、違法な転任であり、確認の利益も認められるとして、行政事件訴訟法 4 条に基づき、自動車部運輸課に勤務する義務のないことの確認を求め(以下「本件無効確認請求」という。)、②違法な転任命令により精神的苦痛を被ったとして、国家賠償法に基づき、損害賠償金 440 万円等の支払を求めた事案である。

本件判決は、①については、Xの本件取消請求には訴えの利益があるとした上で、本件転任命令は、公務遂行上の必要性が全くなく、Xの裁判を受ける権利を侵害する不当な意図・目的によるものというほかなく裁量権の濫用・逸脱があると認められ違法であるとして、同命令を取り消し、②については、110 万円(弁護士費用 10 万円を含む。)及び本件転任命令の日から支払済みまでの遅延損害金を求める限度で理由があるとした第 1 審判決(大阪地裁平成 26 年 12 月 17 日判決、労働判例 1122 号 28 頁)の判断を維持し、Yの控訴を棄却した。

- 本件では、別件訴訟提起後、交通局長がXと面談をしているが、判決の内容からすると、面談の内容は録音されていたものと思われる。面談に当たっては、複数人で対応し、相手方が録音していることを前提として発言することが必要である。
- 本件転任命令が訴訟で争われることは、従前の経緯、特に別件訴訟の提起からも明らかであったと思われる。懲戒戒告処分に加えて、転任命令まで行うことの必要性を裁判でどのように主張・立証するかを、Yの人事当局、顧問弁護士も加えて事前に十分検討すべきであったのではないか。

(2) 続いて、会員間の討議が行われた。

- 判決でも認定されているとおり、本件転任命令は、別件訴訟を提起したことに対する対抗措置、報復人事として不当な意図・目的に基づき行われたものであることが明らかであると思われる。
- 以前から問題になっているが、地方公務員の配置換えは、行政処分なのであるか。異動命令の際に、不服申立てができることを教示していないところ、一般職の職員であれば、人事委員会への不服申立てが前置とされている。
- 最高裁の判例（吹田二中事件）で転任処分は不利益処分に当たる場合があるとされているが、不利益処分に当たらない場合もあるので、不服申立てができることの教示までは必要ないと考えられるのではないか。最高裁の事案では、教諭の別の中学校への配置換えであり、業務に違いはないということで不利益処分ではないとされたが、本件の場合、バスの運転しか経験したことのない運転手がこれまで全く経験のないデスクワークへ配置換えされており、職務内容が全く変わっているので、不利益性が認定されたのであろう。
- 最高裁判決（吹田二中事件）も転任処分の行政処分性は判断していない。
- 地方公務員法 49 条の解釈ということになるのではないか。学者の間では、いろいろな考え方がされている。重たい処分の場合は、不服申立ての教示が必要であるが、そうでない場合は必要ないとかいわれているが、はっきりとした線引きはされていない。
- 懲戒処分や分限処分は、不利益処分として扱われている。これは、不利益性が定型的に認められるからである。転任処分は、行政処分に当たるといことははっきりしているが、不利益処分に当たる場合とそうでない場合があり、不利益なものであれば訴訟で争うことができると整理するのではないか。
- 本件は、バス運転手から事務職への転任命令であるが、職種の縛りがあるのではないか。しかも、本件では、転任先は新しく設置されたポストである。報復人事の典型であり、裁判所から認められないのは当然ではないか。
- 損害賠償が 100 万円認容されている。同じようなケースの場合と比べ、金額が高額と思われる。
- 本件では市に対し損害賠償の支払を命じられたが、職員への求償が気になるところである。大分県の教職員採用試験に係る不正事案で支出した損害賠償金の求償についての最高裁判決が昨年出たが、本件でも国家賠償法 1 条 2 項に基づき求償しないのは違法だとして住民訴訟が提起されるおそれがあるのではないか。
- 民間のバス会社の場合、20 年間バスの運転業務だけに従事した職員は、職種限定であると考えられる。おおむねその程度の期間同じ業務をしたら、他の職種に異動

させるというような状況があれば別だが、そのような状況がないのに、本件のように一人の職員だけ事務職に異動させるというのは考えられない。

- 本件のような事案は、たびたび起こることではないと思うが、首長の考え方によっては地方自治法の規定に従わず自分の思うとおりの行政を押し通す場合もあり得る。そのような場合は、首長に対してきちんと意見具申したという記録を残しておく必要があると思われる。
- 大阪市は、現在、職員基本条例で、他の市町村であれば内規で定めている懲戒処分の量定や分限処分の基準などを定めている。また、懲戒や分限処分を行う場合は、人事監察委員会に諮問し、意見を聴くこととされている。条例に懲戒の量定が定められたことで、処分をしやすくなっている面もあるようである。もちろん、条例で定めたからといって裁判所の判断を縛るものではない。
- 人事監察委員会の意見は絶対的なものではなく、懲戒権者は、同委員会の意見を尊重して処分を行うかどうかの判断をすることになる。同委員会の意見が絶対になってしまうと、同委員会の意見に対する不服申立ての規定がないので、問題になってしまう。
- 配置換えは行政処分に当たるのか。本件判決は、処分であると判示しているが、あくまで下級審の判断であり、最高裁は、本件では何も判断をしていない。
- 第1審判決をみると、転任命令前の運輸課への出張命令も国家賠償法上違法と判断されている。本件では、出張命令の期間が短くその期間を過ぎていたので訴訟では争われなかったが、長期の出張もあり得るところ、出張命令期間中に出張命令の取消しを求めることができるのであろうか。
- 本件判決の損害賠償認容額の100万円が高額であるという話があったが、本件は原告がバスの運転手で技能者である。技能者の場合、一度業務を離れると技能の低下がみられるため、職場復帰する際に訓練が必要となるなど時間を要する。一般職の職員の場合とは異なるので、他の事案に比べて高額な慰謝料が認められたのではないか。

(3) 次回会合は、2月15日(木)に開催することとした。